

こんにちは 山田耕平 です

2014.9.11 No.167

このニュースへのご感想
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺2-2-11
TEL 090-9973-0941
ホームページ
<http://yamadakohei.jp>



外環道計画 民意を無視する暴挙

1000名を超える異議申し立て人に国が不当行為

住民に内容証明を送りつけ 申し立てを不当に制限

外環道計画・大深度地下使用認可への住民の異議申し立て（週刊ニュース一五五号を参照）に対して、国土交通省が住民の権利を不当に侵害しています。

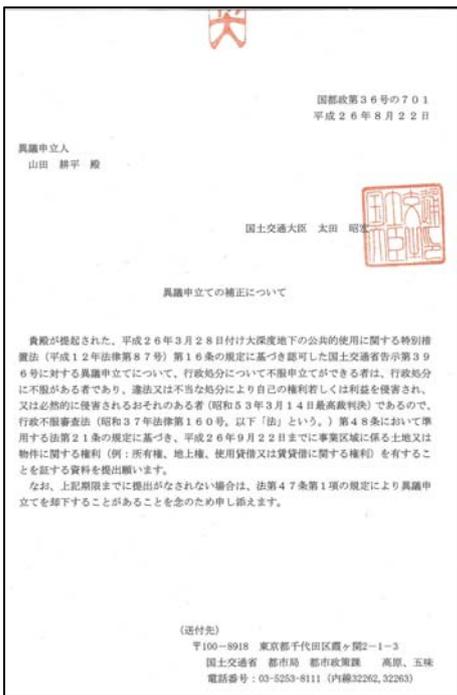
異議申し立てを提出したほぼ全ての住民一〇〇〇名超に対して、国土交通省から内容証明郵便で「異議申し立ての補正について」とする文書が送られてきました。

文書の内容には「不服申し立てができる者を事業区域内に土地・物件を保有する者」に制限し、権利を証明する資料を提出しなければ申し立てを却下する可能性がある旨が示されています。

一方的な内容証明で異議申し立ての却下をほめかす国の姿勢は重大な問題です。

異議申し立ての足切りが狙い：

国の主張は極めて不当なものです。そもそも、住民の意義申し立てを厳しく制限してきた国の



私、山田耕平宛にも届けられました。



5月に国土交通省に提出された異議申し立て書。1010通を超えた。

道路交通対策特別委員会 でも質疑を予定しています

第三回定例会の会期中に行なわれる「道路交通対策特別委員会」で、今回の問題について、区の見解を求めます。基礎自治体として、住民の権利を制限する国の姿勢を正すよう要請します。

道路交通対策特別委員会
日時：9月26日（金）午前10時～
ぜひ、傍聴にお越しください!

在り方は、様々な判例、法改正、国会答弁などで次々と覆されてきました。

住民の権利である「異議申し立て人の資格（適格）」は守られてきたのが、この間の状況です。

今回の異議申し立ては、外環道計画が直接的に影響を与える「周辺の自然環境」「住環境」「災害発生時の被害」「税金の使途」等々、多岐に及びます。そのため、住民の適格要件を極端に狭く解釈し、一〇〇〇名を超える異議申し立てを足切りにするには許されません。

国家権力の暴走に歯止めを

今回の事態を受けて、住民団体が国会議員を通じて国土交通省に抗議文を提出し、補正命令の撤回を求めます。また、異議申立人からの再度の意見提出、住民訴訟等も検討しています。

私も地元の方議員として、住民の権利を守り民意を政治に反映するためにも、国の姿勢を厳しく追及します。

住民訴訟判決で東京地裁が返還命令

杉並区議 政務調査費支出が違法と認定

政務活動費とは？

地方議会の議員が政務調査研究等の活動のために支給される費用。交付額や交付方法は各自治体により異なるが、共通している正当な支出は議員活動の範囲に限られる。

2012年の地方自治法改正で、従来の「調査研究」に加え「その他の活動」にも拡大され、事実上同法の改悪にあたるとの批判が出ている。

多くのマスコミでも報道…

- ◆政調費支出 違法と認定 (東京)
- ◆事務所家賃は違法支出 (毎日)
- ◆杉並区議の政調費 25万返還請求認める (読売)
- ◆事務所家賃支出は違法 (産経)
- ◆政調費25万円「違法」 (朝日)
- ◆政調費訴訟で違法判決 (都政新報)
- ◆政調費の使途「違法」 (赤旗)

地方議員の資質が鋭く問われる

地方議員の不祥事が相次ぐなか、杉並区議会でも議員の資質が問われる問題が発生しています。

この間、杉並区議会の民主・市民クラブの議員に対し、政務調査費の違法な支出(事務所家賃の負担に関する)があったとして、住民が返還請求を求めた住民訴訟を起こしていました。

九月三日、東京地裁は支出を違法と認め、区議に対し二十五万五千円を返還請求するよう区側に命じています。

日本共産党は独自に 厳しい基準を設定

政務活動費に関する問題は、この間も様々な場面で取り上げられてきました。

現在も他の杉並区議会議員の政務活動費の支出について、住民から提訴されている状況です。※詳細は追って報告します。

党区議団は政務活動費の使用基準を区条例・規則より厳しく設定しており、事務所費や飲食代等への支出は、一切行なっていません。また、年度末の段階で余った分は杉並区へ返還をしています。

地方議会のチェック機能やモラルが厳しく問われており、政務活動費の運用を住民目線で見直すことが必要です。

杉並区内 和田堀公園にて

蚊のデングウイルス保有調査を実施

9月6日、厚生労働省の「デング熱対策に関する関係機関緊急対策会議」が開催されました。その中で渋谷区に隣接する特別区(新宿区・港区・世田谷区・目黒区・中野区・杉並区)の公園(訪問者数が多く、やぶ蚊の生息好適地がある等)で蚊のサンプリング調査を行うことが示されました。

杉並区内では都立和田堀公園が対象となり、9月9日(火曜)に蚊の調査を行いました。

調査の結果、ウイルス保有の蚊の存在が確認された場合、杉並区は蚊の潜伏場所を特定した上で、都と連携し、専門家の助言を受け駆除を行います。

【相談窓口】 平日の午前8時30分～午後5時15分

・一般的な蚊の駆除に関する相談

杉並保健所生活衛生課 電話 03-3391-1991

・デング熱(病気)に関する相談

杉並保健所保健予防課 電話 03-3391-1025

※デング熱に関する詳細情報は杉並区ホームページをご覧ください。

育メン日誌

生き物係奮闘記③ 金魚が…

急激に水が濁り始めた事態を受けて、大慌てで近所のペットショップに助言を求めに行くと「水槽が古過ぎて、ろ過能力が無い」「餌のあげ過ぎ」とのこと…。

やはり10年前の水槽は限界でした。仕方が無いので新たな水槽の購入を決意。思わぬ出費に私の財布はスッカラカン(泣)。でも、子どものためならエンヤコラ!こうなってくると意地でも金魚の救命を果たそうと頑張りましたが…努力の甲斐なく金魚が一匹亡くなりました。



妹も興味津々です。

息子は大層悲しみました(泣)。無念です…もう一匹は持ち直したのですが、大きな水槽に金魚が一匹。あまりにも寂しい光景です。そんな時、息子がドジョウを飼いたいと言いました。さて、どうしよう? 次号につづく